

## 市第 136 号議案

## 海づり施設及び港湾施設の指定管理者の指定

次のように海づり施設及び港湾施設の指定管理者を指定する。

平成27年12月 4 日提出

横浜市長 林 文子

| 名 称  | 指 定 管 理 者        |                               | 指 定 の 期 間               |
|--|------------------|-------------------------------|-------------------------|
|  | 所 在 地            | 名 称                           |                         |
| 横浜市大黒海づり施設、横浜市本牧海づり施設、横浜市磯子海づり施設及び大黒ふ頭先端緑地 | 大阪市中央区南船場2丁目3番2号 | イオンディライト株式会社<br>代表取締役社長 中山 一平 | 平成28年4月1日から平成33年3月31日まで |

## 提 案 理 由

横浜市大黒海づり施設等の指定管理者を指定したいので、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により提案する。

**参 考**

**地 方 自 治 法（抜粋）**

（公の施設の設置、管理及び廃止）

第 244 条の 2 （第 1 項から第 5 項まで省略）

6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

（第 7 項から第 11 項まで省略）